

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
25	国民年金に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

座間市は、国民年金に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行います。

### 特記事項

座間市情報セキュリティ基本方針及び基本方針に基づく実施手順書を定めるとともに緊急時対応計画を定め、情報資産のセキュリティ対策を講じており、システム障害、情報漏えい等が発生した場合の復旧と再発防止策をとります。

## 評価実施機関名

座間市長

## 公表日

平成31年4月1日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民年金に関する事務
②事務の概要	<p>国民年金法(昭和34年法律第141号)、国民年金法施行令(昭和34年政令第184号)及び国民年金法施行規則(昭和35年厚生省令第12号)、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行令(平成8年政令第18号)及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律施行規則(平成6年厚生省令第63号)のほか、地方自治法(昭和22年法律第67号)に基づく「国民年金市町村事務処理基準」(以下「事務処理基準」という。)の定める事務を行っている。</p> <p>上記関係法令、事務処理基準及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に基づき、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>(1) 被保険者に関する事項 ① 届書の受理 ② 資格取得の届出 ③ 種別変更の届出 ④ 任意加入被保険者の資格取得の申出 ⑤ 資格喪失の届出 ⑥ 死亡の届出 ⑦ 任意脱退の届出 ⑧ 資格喪失の申出 ⑨ 氏名変更の届出 ⑩ 住所変更の届出 ⑪ 住所変更報告書 ⑫ 手帳の再交付の申請 ⑬ 日本国内に住所を有しない被保険者の届出 ⑭ 届書の送付又は報告 ⑮ 届書の再提出</p> <p>(2) 給付に関する事項及び年金生活者支援給付金に関する事務 ① 給付に関する請求書・申出書・届書又は申請書の受理及び裁定請求書の受付 ② 現況届又は所得状況届の受付 ③ 年金生活者支援給付金連名簿の受付 ④ ①～③の請求書等の送付</p> <p>(3) 保険料に関する事務 ① 申出書の受理 ② 付加保険料納付の申出 ③ 付加保険料納付の辞退申出 ④ 付加保険料納付該当の届出 ⑤ 付加保険料納付非該当の届出 ⑥ 中国残留邦人等の特例措置対象者該当の申出 ⑦ 保険料の免除に関する届出 ⑧ 保険料免除及び納付猶予の申請 ⑨ 保険料学生納付特例の申請 ⑩ 保険料免除及び納付猶予の取消申請 ⑪ 納付特例不該当の届出 ⑫ 届書の送付及び再提出</p> <p>また、この事務処理基準に定められたもの以外に、厚生労働大臣及び厚生労働大臣より事務委託を受けた日本年金機構との協議により、被保険者に関する協力連携事務を行う。</p>
③システムの名称	(1) 国民年金システム (2) 宛名システム
2. 特定個人情報ファイル名	
国民年金管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法 ・ 第9条第1項 ・ 別表第1の31の項、83の項、95の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施しない ]
②法令上の根拠	<選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部国保年金課
②所属長の役職名	国保年金課長
6. 他の評価実施機関	
なし	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	座間市総務部文書法制課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-8144(直通)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	

連絡先

座間市健康部国保年金課 〒252-8566 座間市緑ヶ丘一丁目1番1号 ☎046-252-7035(直通)

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	平成31年3月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ O ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ O ]接続しない(入手) [ O ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ O ] 自己点検 [ O ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

